

# 浜長保険センター安全だより

令和 5 年 6 月 26 日

浜長保険センター 第 79 号

電話 079-246-2561

FAX 079-246-2571



先日(6月24日・25日)夏の訪れを告げる「姫路ゆかたまつり」が4年振りに開催されました。ゆかた姿で街中をそぞろ歩きをされたでしょうか?夏至(6月21日)を過ぎ、気持ちのよい青空に夏の気配を感じる頃となりました。日増しに暑くなってきますが、元気に爽快な夏を迎えたいものです。



## アルコールは”少量”でも脳の機能を麻痺させます!

酒に酔うと、顔が赤くなる、多弁になる、視力が低下する。さらに知覚や運転能力をつかさどる部分が抑制されることにより、足元がふらついたりします。飲酒運転は、「車間距離の判断を誤る」、「危険の察知が遅れたり、危険を察知してからブレーキペダルを踏むまでの時間が長くなる」など、飲酒運転は交通事故に結びつく危険性を高めます。

飲酒運転に関する基本的な交通ルールについて説明します。



**問** 交通ルールでは、飲酒運転についてどのように規定しているのか?

**答** 「何人も、酒気を帯びて**車両等**を運転してはならない」と規定されています。(道路交通法第65条第1項)

**問** 自転車は車両等に含まれているのか?

**答** 車両等とは、「自動車、原動機付自転車、**軽車両**及びトロリーバスをいう」と規定(道路交通法第2条第1項第8号)、そして、**軽車両**とは、「**自転車**、荷車、その他人若しくは動物の力により、又は他の車両にけん引され、かつ、レールによらないで運転する車(そり及び牛馬を含む)」と規定(道路交通法第2条第1項第11号)されており、**自転車も酒気帯び運転が禁止されています。**

**問** 自転車も飲酒運転が禁止されているが、処罰されるのか?

**答** 一般的に飲酒運転と言っていますが、飲酒運転という用語は、道路交通法にはありません。飲酒運転について、道路交通法から見ると「**酒気帯び運転**」と「**酒酔い運転**」に区分されます。

**問** 酒気帯び運転と酒酔い運転を区分する基準は何か?

**答** まず**酒気帯び運転**は、「呼気中のアルコール濃度が1リットル中、0.15 ミリグラム**以上**含まれ、酔っていない状態」をいいます。これに対して**酒酔い運転**は、「呼気中のアルコール濃度の多寡を問わず、アルコールの影響により正常な運転ができない恐れがある状態で運転すること」をいいます。

酒酔い運転は、呼気中のアルコール濃度が1リットル中、0.15 ミリグラム未満であっても、歩行にふらついたり、直立したとき直ぐにふらついたりするなど正常な運転ができない恐れがある状態で運転することです。これに対して、酒3合ほど飲んでも、ふらつかずに歩行できる、しっかり直立できるなど酒に酔っていない状態の場合は、「酒気帯び」と判定されます。自動車の飲酒運転は、**酒気帯び運転**と**酒酔い運転**のいずれも処罰されます。ただし、呼気1リットル中、0.15 ミリグラム未満の場合は、処罰されません。

**問** 自転車の場合、処罰はどうなるのか?

**答** 自転車の場合、酒酔い運転に該当した場合、処罰され、酒気帯び運転に該当すれば、罰則規定がありません。罰則規定はありませんが、飲酒運転は違反であり、危険ですので運転してはいけません。

道路交通法第65条第2項に「飲酒運転をしようとする人に車両を提供する」、第3項に「飲酒運転をしようとする人が酒を勧める」、第4項「飲酒運転車両に同乗依頼する」が禁止されています。

